

財団法人山形コンベンションビューロー寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人山形コンベンションビューロー(英 文 名 onvention Bureau Yamagata 略称 CBY) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を山形県山形市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、山形市及びその周辺の有する文化的、社会的、経済的特性を活かし、コンベンションの誘致、支援等を行うことにより、山形市及びその周辺におけるコンベンションの振興を図り、もって、国際的な相互理解の増進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援
- (2) コンベンション都市山形及びその周辺の広報・宣伝
- (3) コンベンションの調査・企画及び開発
- (4) コンベンションに関する情報の収集及び提供
- (5) コンベンションに係る人材育成及び啓発
- (6) 山形市からの委託によるコンベンション施設の管理運営
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(平成5年9月20日一部改正)

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預貯金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、新潟運輸局長の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、新潟運輸局長に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3ヵ月以内に新潟運輸局長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録
- (6) その他必要な附属書類

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 3名
- (3) 常務理事 1名

- (4) 理事 20名以上25名以内
(理事長、副理事長及び常務理事を含む)
- (5) 監事 2名

(平成8年3月25日一部改正)

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事は、互選により、理事長、副理事長及び常務理事を選任する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現数及び評議員現数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第19条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関する基本的事項について、理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第22条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第29条 この法人に、評議員25名以上30名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第16条から第18条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第31条 理事長は、この法人の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、理事会において選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第32条 この法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、この法人の資料及び情報の提供を受けることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、新潟運輸局長の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、新潟運輸局長の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第35条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、新潟運輸局長の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第37条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第10章 補 則

(委任)

第38条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、設立許可があった日(平成4年3月2日)から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立発起

人会の定めるところとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず平成4年3月31日までとする。

- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立時における基本財産は、金54,930,000円とする。

附 則（平成5年9月認可）

この寄附行為は、新潟運輸局長の認可があった日（平成5年9月20日）から施行する。

附 則（平成8年3月認可）

この寄附行為は、新潟運輸局長の認可があった日（平成8年3月25日）から施行する。